

様

地域密着型介護老人福祉施設
契約書・重要事項説明書

社会福祉法人 豊友会

特別養護老人ホーム棕野喜楽園

電話（083-231-1765） 担当者：

契 約 書

◆◆ 目次 ◆◆

- 第 1 条 契約の目的
- 第 2 条 契約の期間
- 第 3 条 施設サービス計画の決定・変更
- 第 4 条 介護保険給付対象サービス
- 第 5 条 介護保険給付対象外のサービス
- 第 6 条 運営規程の遵守
- 第 7 条 サービス利用料の支払い
- 第 8 条 利用料金の変更
- 第 9 条 事業者及びサービス従事者の義務
- 第 10 条 守秘義務等
- 第 11 条 利用者の施設利用上の注意義務等
- 第 12 条 損害賠償責任
- 第 13 条 損害賠償がなされない場合
- 第 14 条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能
- 第 15 条 契約の終了事由
- 第 16 条 利用者からの途中解約等
- 第 17 条 利用者からの契約解除
- 第 18 条 事業者からの契約解除
- 第 19 条 契約の終了に伴う援助
- 第 20 条 利用者の入院に係る取扱い
- 第 21 条 居室の明渡し及び清算
- 第 22 条 残置物の引取等
- 第 23 条 身元引受人
- 第 24 条 一時外泊
- 第 25 条 代理人の指定
- 第 26 条 苦情処理
- 第 27 条 協議事項

貴方（以下「利用者」という）と社会福祉法人 豊友会（以下「事業者」という）は、利用者が特別養護老人ホーム棕野喜楽園（以下「施設」という）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに事業者から提供される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用していただくとともに、第4条及び第5条に定める地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの内容（ケアプランを含む、以下「施設サービス計画」という）を定め提示するものとします。
- 3 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（契約の期間）

本契約書の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には本契約は更に同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

第3条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員もしくは介護の提供に係る計画等に関し経験のある生活相談員等が施設サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは利用者及び家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員もしくは介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等に、施設サービス計画について変更があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - (1) 利用者が選定する特別な食事の提供
 - (2) 利用者提供の理美容サービス
 - (3) 別に定めるところ（重要事項説明書の記載）に従って行う利用者からの貴重品の管理
 - (4) 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、利用者の日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付

対象外のサービスとして提供するものとします。

- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明をするものとします。

第6条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 事業者は、運営規程を遵守するものとします。

第7条（サービス利用料の支払い）

- 1 利用者は、要介護認定に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の1割、一定所得者の場合は2割又は3割）を事業者を支払うものとします。
- 2 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は居住費と食費及び利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月指定日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う2ヶ月前までに説明した上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意できない場合には、本契約を解約することができます。

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、利用者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者、従事者は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。
- 3 事業者は、第20条に定める利用者の円滑な退居のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとしします。

第11条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとしします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとしします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとしします。
- 3 利用者は、施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとしします。

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとしします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合には、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとしします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第7条第5項の規定を準用します。

第15条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 入居後の介護保険更新の結果、要介護1又は要介護2と判定され、特例入所の要件に該当しないと認められる場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (5) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (6) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (7) 第16条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第16条（利用者からの途中解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、第8条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が、第1項の通知を行わずに居室から退居した場合には、事業者は利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は終了するものとします。
- 4 第7条第5項の規定は、本条に準用されます。

第17条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- (5) 利用者が3ヶ月を超えて病院又は診療所等に入院すると見込まれる場合、もしくは長期入院した場合

- (6) 利用者が他の介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・認知症対応型共同生活介護等の介護保険施設に入所した場合
- (7) 利用者またはその家族等が、施設の職員に対して、身体的攻撃、精神的攻撃、セクハラ行為、不当な要求、継続的な、執拗な要求等を行い、または施設の職員に関して誹謗中傷する等して、サービス提供の続行が困難な場合
- (8) SNS（ソーシャルネットワークサービス）等への施設について誹謗中傷する書き込みが発覚した場合

第19条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第20条（利用者の入院に係る取扱い）

- 1 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院が見込まれかつ退院した場合には退院後も再び施設に入居できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 入院期間中、居室を確保する場合には、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者へ引き続き支払うものとします。但し、特定入所者介護サービス費の給付対象者で負担限度額の減免を受けている場合には、入院期間中に居住費を支払う期間は、国が定める期間内に限定されます。
- 3 利用者が3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合に、事業者が契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院されたときは、事業者は再び施設に入居できるよう努めます。
- 4 利用者が病院又は診療所に入院したときは、入院した翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合には最大で12日間）を限度に、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付費を差し引いた差額分（自己負担額）を事業者へ支払うものとします。
- 5 事業者は、利用者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に活用することができます。この場合には、利用者は第2項及び第4項の利用料金（居住費及び自己負担額）を支払う必要はありません。

第21条（居室の明渡し及び精算）

- 1 第15条により本契約が終了する場合において、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。
- 2 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者へ支払うものとします。
- 3 利用者が第19条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまでは居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第7条第5項を準用します。

第22条（残置物の引取等）

- 1 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、利用者にその旨連絡するものとします。
- 2 利用者又はその家族等は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、利用者又はその家族等は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にもその旨連絡し、相談するものとします。
- 3 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、利用者又はその家族等が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又はその家族等に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しに係る費用は利用者の負担とします。

第23条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき契約者と連携してその履行の責任を負います。
- 2 前項の身元引受人の負担は、極度額70万円を限度とします。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続きを円滑に遂行すること
 - (2) 本契約が終了した場合に事業者と協力して利用者の状態に応じて受入先を確保すること
 - (3) 利用者が死亡した場合、その契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品（居室内に残置する日用品や身の回り品等）の引取りなど必要な処置を行うこと
- 4 事業者は、利用者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 5 利用者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合にはこれを立てないことができます。
- 6 事業者は、利用者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で利用者の残置品を処分することができるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。
- 7 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たな身元引受人を立てるように努めます。
- 8 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画変更等があったときには、これを通知するものとします。

第24条（一時外泊）

- 1 外出、外泊をされる場合は、なるべく2日前までに届出して下さい。但し、緊急やむを得ない事情を除きます。また、緊急連絡先などを知らせておいてください。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は居住費及び重要事項説明書の定める料金体制に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自己負担）を事業者に支払うものとします。

第25条（代理人の指定）

利用者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断の能力を失った場合に備えて利用者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における利用者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委託することにあらかじめ同意します。

記

住 所 _____ 連絡先 (_____) _____

氏 名 _____ 続柄 _____

第26条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又は身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第27条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書に利用者、事業者、身元引受人が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

(説明し契約した日時及び場所：令和 年 月 日 時 分 施設に於いて)

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者、身元引受人が署名又は記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 特別養護老人ホーム棕野喜楽園
施設長 白濱 敏恵

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者になわって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄： _____)

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄： _____)

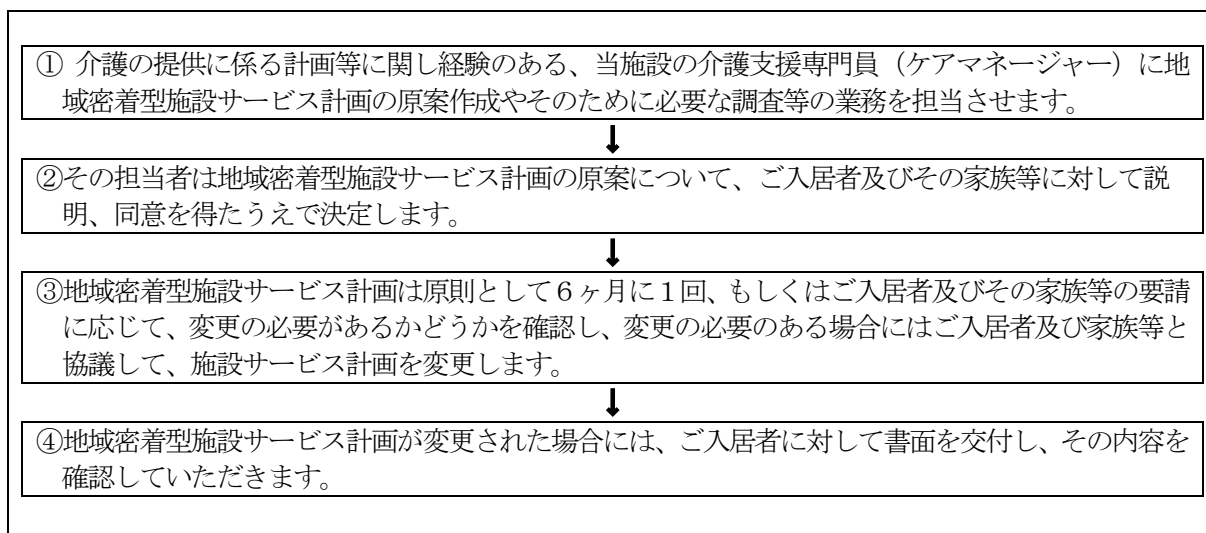
電話番号 (_____) _____

4. 施設利用対象者

- (1) 当施設の入居対象となるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。また入居時に於いて「要介護3」以上の認定を受けておられる入居者であっても、将来「要介護2」以下の認定者となった場合には、退去していただくこととなります（「要介護1」または「要介護2」の方であっても、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる場合には、特例で入所することが可能です）。
- (2) 入居契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご入居者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「地域密着型施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。「地域密着型施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第3条参照）



6. 居室の概要

(1) 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	
個室（一人部屋）	29室	洗面所・固定式クローゼット付き
合計	29室	
共同生活室	3室	
浴室	3室	機械浴室・個浴を含む
医務室	1室	

7. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数	職務内容
1. 施設長（管理者）	1名	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
2. 生活相談員	1名以上	ご入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
3. 介護職員	13名以上	ご利用者の日常生活上の介護介助及び健康保持の為、相談助言等を行います。
4. 看護職員	1名以上	主にご入居者の健康管理や療養上の世話をを行います。
5. 機能訓練指導員	1名以上	ご入居者の機能訓練を担当します。
6. 介護支援専門員	1名以上	ご入居者に係る地域密着型施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
7. 医師（嘱託医）	1名	ご入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
8. 栄養士	1名	栄養ならびにご入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

職 種	勤務体制	
1. 管理者（施設長）	月曜日から金曜日	8：30～17：30
2. 生活相談員	月曜日から金曜日	8：30～17：30
3. 介護支援専門員	月曜日から金曜日	8：30～17：30
4. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	早朝（早番）	7：30～16：30
	日中（遅番）	12：30～21：30
	夜間（夜勤）	21：30～翌7：30
5. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	日中（平常）	9：30～18：30
6. 機能訓練指導員		10：00～11：00
7. 栄養士	日中（平常）	8：30～17：30
8. 医師	毎週木曜日	13：20～14：00

☆土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は上記と若干異なります。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

○利用料金が介護保険から給付される場合

○利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合などがあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の1割、一定以上所得者の場合は2割又は3割がご入居者の負担となります。

<サービスの概要>

①食事

・当施設では、栄養士が立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～

②入浴

- ・入浴又は清拭は週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・排泄に関する消耗品（オムツやパット等）は介護保険サービスの中でご用意いたします。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員を中心に介護・看護職員により、ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦その他、定例行事及び全員参加するレクリエーション

<サービス利用料（1日あたり）>（契約書第7条参照）

別紙の料金表のとおり、ご入居者の要介護度に応じた利用料金（サービス利用に係る自己負担額）と居住費及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①使用する居室料

ご入居者が利用するユニット型個室を提供します。

利用料金：居室に係る料金は、居室の概要での居室料金表による。

※なお、入院や外泊時において、ご利用者契約ベッドとして居室を維持されている場合は、居住費を引き続きお支払いいただきます。

②食事の提供

ご入居者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：食事に係る料金は、料金表による。

③特別な食事の提供

ご入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用。

④理美容〔理・美容サービス〕

月に1回程度、理容師・美容師の出張による美容サービス（調髪）をご利用いただけます。利用料金は実費となります。

⑤貴重品の管理

ご入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：預かり金

○保管管理者：施設長

○預り金の出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

保管管理者は出入金の都度出入金記録に記入し、その写しを1ヶ月毎にご入居者へ交付します。

○利用料金：1ヶ月当たり 2,000円（貴重品管理サービス料）

※「預り金規程」に基づき、ホームが預かり金等を管理する場合にご負担いただきます。

⑥レクリエーション、クラブ活動費

ご入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。但し、施設として提供するレクリエーションやクラブ活動については利用料金を戴きませんが、ご入居者の選択にかかるものについては、別途材料代等の実費をいただく場合があります。

⑦私物電気代

テレビ、冷蔵庫等を居室内に持ち込みした場合、台数に応じた電気代相当額を負担いただきます。

電気料金：1日あたり1台50円（上限額は2台合計100円まで）

⑧日常生活用費

日常生活用品の購入代金等のご入居者の日常生活に要する費用でご入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。衣服、履物、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、代金の実費を頂きます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

⑨契約書第21条に定める所定の料金

ご入居者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合は、本来の契約終了日の翌日から、現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたりの居住費）を、各段階での金額で徴収します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

お支払い方法は、原則口座振替のみとさせていただきます（手数料無料）。所定の口座振替依頼書に記入の上、担当者にお渡しください。

毎月10日以降に前月分の請求書をお送りいたしまして、翌月6日（金融機関休日の場合は翌営業日）に指定された金融機関より自動引き落としさせていただきます。前日までにご指定口座へご入金をお願いいたします。

なお、領収書については翌月の請求書と一緒に送付いたします。

※口座振替お申込み後、事務処理の関係上、初回の利用料金が引き落としできない場合がありますが、その際は下記指定口座への直接お振り込み（振り込み手数料は各自ご負担いただきます）によるお支払いをお願いいたします。

下記指定口座への振込	
山口銀行 綾羅木支店 普通預金	口座番号：5052470 5046556
(口座名) 社会福祉法人 豊友会	特別養護老人ホーム棕野喜楽園
理事長 山内 純一	

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

①嘱託医療機関及び協力医療機関

医療機関の名称	にしはらクリニック
所在地	下関市生野町2丁目33-10
診療科	外科・消化器科・神経内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	あやらぎスマイル歯科小児歯科医院
所在地	下関市綾羅木新町3-2-1
診療科	歯科・一般歯科・インプラント

※嘱託医療機関・協力医療機関及び近隣の医療機関以外の受診、入居前から継続されている定期受診につきましては、ご入居者及びそのご家族等にお問い合わせする場合があります。受診の必要性がある場合には、ご入居者及びご家族等と施設との協議により、受診日時や受診方法を決定するものとします。

9. 施設を退去していただく場合（契約の終了について）（契約書第15条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することはできますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当該施設の契約は終了し、ご入居者に退去していただくことになります。

- ①要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- ②入居後に要介護1又は2と判定された場合（居宅において日常生活を営む事が困難な事についてやむを得ない事由がある事による要介護1又は2の方の特例入所が認められた場合を除く）
- ③事業者が解散した場合、破産もしくはやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ④施設の減失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ご入居者から退去の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥事業者から退去の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご入居者からの退去の申し出（途中解約・契約解除）（契約書第16条、17条参照）

契約の有効期間内であっても、ご入居者から当施設からの退去を申し出ることができます。その場合には、退去を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退去することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご入居者が入院され、長期に渡り施設に戻れないとご家族等が判断した場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は、過失によりご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者がご入居者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退去していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退去していただくことがあります。

- ①ご入居者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご入居者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他のご入居者等の財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご入居者の行動が他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、ご入居者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合
- ⑤ご入居者が連続して3ヶ月を超えて病院、診療所に入院すると見込まれた場合もしくは入院した場合
- ⑥ご入居者が介護保険施設等に入所した場合

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

(契約書第20条参照)

① 3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、通院後再び施設に入居することができます。しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。また、料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合には最大12日間）の範囲内で実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。

外泊時加算：1割 1日当たり 246円 2割 1日あたり 492円

3割 1日あたり 738円

※入院、外泊等で居室を空けておく場合は、所定の介護サービス料に代えて上記料金をご負担いただきます。

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できるように努めます。

③ 3ヶ月を超えて入院した場合

3ヶ月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退去のための援助（契約書第19条参照）

ご入居者が当施設を退去する場合には、ご入居者の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助をご入居者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人（契約書第23条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、ご入居者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご入居者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご入居者の利用料等の経済的な債務については、ご入居者と連携して、その債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりでなく、ご入居者が医療機関に入院する場合や当施設から退去する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には当施設と協力、連携して退去後のご入居者の受入先を確保する等の責任を負うこととなります。
- (4) ご入居者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します）の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご入居者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当施設に残されたご入居者の残置品をご入居者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取って頂く場合があります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、ご入居者または身元引受人にご負担いただくこととなります。

- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告を受けた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご入居者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人は、利用料の変更、地域密着型施設サービス計画の変更等については、必ずその都度ご通知させていただきます。

1 1. 苦情の受付について（契約書第 2 6 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情・相談は以下の専用窓口で受け付けます

○苦情受付窓口：(生活相談員)

○苦情受付時間：平日(月曜日～金曜日) 8時30分～17時30分

○苦情受付担当者：(生活相談員)

○第三者委員会：(豊友会 評議員) 金丸 淑子 (TEL) 03-3994-3717

谷 英子 (TEL) 044-857-5677

○苦情解決責任者：施設長(管理者) 白濱 敏恵

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

下関市福祉部介護保険課事業者係
(所在地) 下関市南部町1番1号
(TEL) 083-231-1371
(FAX) 083-231-2743
(受付日時) 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)
山口県国民健康保険団体連合会
(所在地) 山口市朝田1980番地7 国保会館
(TEL) 083-995-1010
(FAX) 083-934-3665
(受付日時) 午前9時00分～午後5時00分(土、日、祝日、年末年始を除く)

1 2. サービス提供における事業者の義務（契約書第 9 条、第 1 0 条参照）

当施設は、ご入居者に対してサービスを提供するにあたって次の事を守ります。

- ①ご入居者の生命、身体、財産の安全に考慮します。
- ②ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入居者から徴取、確認します。
- ③消防法などの規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご入居者に対する身体的拘束その他行動を制限するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご入居者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。但し、ご入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご入居者の心身等の情報を提供します。また、ご入居者の円滑な退去のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご入居者の同意を得て行います。

1 3. 施設の利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されているご入居者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、持ち込むことが出来ないものがあります。

☆居室に家具等を持ち込むことは出来ますが、居室に搬入困難な大型家具や介護サービスの提供に支障を来す医療器具、灯油ストーブなどの火気類、地震等により倒壊する危険のある家具等の持ち込みについてはお断りすることがありますので、職員に相談して下さい。

☆ナイフやハサミなどの刃物、多額の現金や宝石類などについては、持ち込み出来ない場合や、当施設で預かる場合がありますので、職員に相談して下さい。

(2) 面会

来訪者は、必ずその都度玄関に置いてある面会カードにご記入して下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第24条参照）

外泊・外出される場合は、なるべく2日前までに届け出て下さい。但し、緊急やむを得ない事情を除きます。また、緊急連絡先をお知らせください。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、別紙料金表に定める食費については徴収致しません。

(5) 施設・整備の使用上の注意（契約書11条参照）

☆居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

☆故意に、施設、整備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者に相当の代価をお支払いいただく場合があります。

☆ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合はご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

☆当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

14. 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに、嘱託医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

(1) 常勤医師の配置はありませんが、嘱託医と連携し、24時間連絡体制を確保しています。

(2) 急変者発見時は、意識の有無・状態を確認し看護職員へ連絡します。ユニット職員、事務室、夜間は当直者へ応援要請します。

(3) 看護職員は、状態確認し嘱託医へ電話連絡し指示を仰ぎます。場合により嘱託医の判断で協力医療機関等に搬送します。

嘱託医	病院名	にしはらクリニック		
	住所	下関市生野町2丁目33-10	電話番号	083-251-1167
	氏名	西原 謙二		

15. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご入居者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

16. 虐待の防止について

当施設では、ご入居者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る責任者を選定します。
役職：管理者、氏名：白濱 敏恵
- (2) 虐待の防止のための従業者に対する研修を年2回以上実施します。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
また事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

17. 損害賠償について（契約書第13条参照）

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、ご入居者側に故意又は過失が認められる場合においてご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①ご入居者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ②ご入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ご入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

18. 非常災害対策

消防計画を作成し、定期的な防災訓練・教育を全職員対象で開催し、周知徹底に努めます。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ・ 無

(説明し契約した日時及び場所：令和 年 月 日 時 分 施設に於いて)

指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 特別養護老人ホーム棕野喜楽園
施設長 白濱 敏恵
説明者職名 生活相談員
氏 名 _____

私達は、本書面について事業者から重要事項の説明を受け、当該内容に同意し交付を受けました。

入居者 住 所 _____
氏 名 _____

身元引受人 (入居者との関係：)
住 所 _____
氏 名 _____

(原則としてご家族の方とします。ご家族がどうしても身元引受人となれない場合は、立会人としてご家族の立会を求めることになります)

私は、入居者が事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が入居者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 (入居者との関係：)
住 所 _____
氏 名 _____

立 会 人 (入居者との関係：)
住 所 _____
氏 名 _____

(身元引受人が入居者の家族でない場合には、この立会人は家族の方になって頂きます)